

変更届提出書類一覧 介護予防訪問介護相当サービス(訪問型サービスA含む)

	事業者 (運営法人)		事業所			人 員			営業日・営業時間	利用料金	専用区画	通常の実施地域	
	名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	電話番号・FAX番号 メールアドレス	(管理者に関する変更 (住所含む))	サービス提供責任者に 関する変更(住所含む)	(訪問介護員 のサービス提供責任者除く) ※1					
事前提出資料	事前相談 (変更日までに事前資料の提出と変更承認が必要です)		要	要					要	要	要	要	
	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの		○	○					○	○			
	料金算出根拠資料									○			
	事業所(施設)の平面図(参考様式2) ※専用区画変更の場合は変更前も添付			○							○		
提出資料	変更届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	申請書付表				○	○	○	○	○	○		○	
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し(法人が所有する場合) 賃貸借契約書の写し(賃貸借契約による場合)				○								
	直近の登記事項証明書の写し		○										
	勤務一覧表(変更日から4週間分)(参考様式1)						○※6	○※6	○	○			
	サービス提供責任者として認められる資格証の写し※2※3							○					
	訪問介護員として認められる資格証の写し※2※4								○				
	運営規程及び新旧対照表		△	△	○	○	△	△	△	○	○		○
	重要事項説明書及び新旧対照表		△	△	○	○	△	△	△	○	○		○
その他知多北部広域連合が必要と認めるもの ※5		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

○・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①～③のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①介護福祉士
 - ②社会福祉士及び介護福祉法第40条第2項の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得したことがわかる書類
 - ③介護職員基礎研修課程又は1級課程
- ※4 ①～③のいずれかの資格証(又は終了証)の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①介護福祉士
 - ②介護員養成研修(都道府県知事知事が行うもの又は、都道府県知事が指定する者の行う研修であって、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの)
 - ③生活援助従業者研修
- ※5 該当事業者へ個別に案内します。
- ※6 住所変更の場合、提出不要です。